

デイサービスセンター ハピネス茅ヶ崎
地域密着型通所介護及び
介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人讃助の会が設置するデイサービスセンター ハピネス茅ヶ崎（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター ハピネス茅ヶ崎
- (2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市甘沼 865 番 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (介護老人福祉施設ハピネス茅ヶ崎の施設長と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 従業者 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

看護職員 2名以上

看護職員は、通所型サービスの提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言を行う。

介護職員 4名以上

介護職員は、通所型サービスの提供に当たる。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。(祝日を含む)

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午後9時00分から午後4時00分までとする。

(通所型サービスA) 午前9時00分から午後12時00分

午後1時00分から午後4時00分

(通所型サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、18名とする。

(通所型サービスの内容)

第8条 通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション

(4) 機能訓練

- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第9条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額又は茅ヶ崎市長が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 特別行事費として行事に係る相当な費用
- (3) その他指定通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 利用の中止やキャンセルについては前日までは無料、当日 8:00 までに連絡のない場合は(1)食事の提供に要する費用とする

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、茅ヶ崎市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、通所型サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、通所型サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い充分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。

- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 通所型サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第17条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(苦情処理)

第12条 事業所は、利用者およびご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、市町村・国保連合会が行う調査に協力し、市町村・国保連合会による指導または助言に従って必要な改善を行い、内容を報告する。

(身体拘束)

第13条 事業所は、通所型サービスの提供にあたり、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむ得ない場合は、この限りではない。

(虐待防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する普及・啓発の研修（年1回）の実施
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し定期的（年1回以上）に開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

事業所は、通所型サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(事故発生時、緊急時における対応方法)

第15条 従業者は、通所型サービスを実施中に、利用者のに急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。併せて家族と担当ケアマネジャーにも報告を行うこととする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 1 通所型サービス等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(非常災害対策)

第17条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
2 管理者は、防火管理者を選任する。
3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。採用時研修は採用後2ヶ月以内とし、継続研修は年2回とする。
2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人讃助の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。